

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成28年2月29日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
厚生年金保険関係	3件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500307 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500112 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 4 年 3 月 31 日から同年 11 月 16 日に訂正し、平成 4 年 3 月から同年 10 月までの標準報酬月額を 19 万円とすることが必要である。

平成 4 年 3 月 31 日から同年 11 月 16 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 4 年 3 月 31 日から平成 5 年 7 月 7 日まで

厚生年金保険の記録では、A 社での資格喪失日が平成 4 年 3 月 31 日となっているが、実際に同社を退職したのは平成 5 年 7 月 6 日である。給料から厚生年金保険料を控除されていたはずなので、資格喪失日の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A 社の請求期間当時の元取締役及び同僚の陳述により、請求者は、請求期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録では、A 社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（以下「全喪日」という。）は平成 4 年 10 月 1 日と記録されているところ、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日（平成 4 年 3 月 31 日）の処理は、全喪日より後の平成 4 年 11 月 16 日付けで遡って行われているとともに、請求者の同社に係る同年 10 月 1 日付けの定時決定に係る記録を取り消す処理が行われていることが確認できる。

また、前述の処理日（平成 4 年 11 月 16 日）において、A 社に係る厚生年金保険の被保険者とされていた事業主を含む 5 人（請求者を除く。）の被保険者について、同日付けで請求者と同じく遡及した資格喪失処理が行われている上、平成 4 年 7 月 1 日付けの随時改定に係る記録や同年 10 月 1 日付けの定時決定に係る記録が取り消されていることが確認できる。

さらに、前述の元取締役は、平成 4 年当時、A 社が経営状況の悪化により厚生年金保険料を滞納していたところ、社会保険事務所（当時）から遡及して全喪し、厚生年金保険被保険者の資格を喪失させれば、滞納保険料を相殺する旨説明を受けたので、その説明に従って厚生年金保険被保険者資格の喪失手続を行った旨陳述していることから判断すると、同社は全喪日以降においても事業を継続しており、少なくとも前述の資格喪失に係る処理日である平成 4 年 11 月 16 日までの期間については、当時の厚生年金保険法における適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成 4 年 3 月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なもの

は認められないことから、請求者の資格喪失年月日は、社会保険事務所が当該喪失処理を行った日である平成4年11月16日とすることが妥当である。

なお、平成4年3月から同年10月までの標準報酬月額については、平成4年3月の厚生年金保険被保険者資格の取得時に係る標準報酬月額の記録及び平成4年11月16日に取り消される前の同年10月1日付けの定時決定に係る記録から、19万円とすることが妥当である。

一方、請求期間のうち、平成4年11月16日から平成5年7月7日までの期間について、前述の元取締役は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる手続をするまでは、給与から厚生年金保険料を控除していたが、同社が適用事業所ではなくなった後に係る厚生年金保険料の控除については記憶していない旨陳述している。

また、請求期間当時の事業主は既に他界しており、現在の事業主は、当時の資料が保管されていないことから、当該期間における厚生年金保険の加入状況及び給与からの厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している上、複数の同僚に照会したが、いずれの者も給与明細書等を保管していないことから、全喪日以降に厚生年金保険料が控除されていたか否かは不明である。

このほか、請求者は、請求期間のうち、平成4年11月16日から平成5年7月7日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間のうち、平成4年11月16日から平成5年7月7日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500149号  
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1500113号

## 第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成12年6月1日から平成13年7月1日までの期間、平成14年2月1日から同年3月1日までの期間及び同年5月1日から同年6月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、平成12年6月及び同年7月は24万円から38万円、平成12年8月から平成13年2月までは24万円から41万円、平成13年3月は24万円から47万円、平成13年4月は24万円から32万円、平成13年5月は24万円から36万円、平成13年6月は24万円から38万円、平成14年2月は28万円から38万円、平成14年5月は28万円から36万円とする。

平成12年6月から平成13年6月までの期間、平成14年2月及び同年5月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成12年6月から平成13年6月までの期間、平成14年2月及び同年5月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成12年4月20日から平成19年4月1日まで

年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給額と相違していることが分かった。

請求期間の一部の給与明細書を保管しており、給与から標準報酬月額以上の給与支給を受け、当該支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、請求期間について、標準報酬月額を訂正し、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間のうち、平成12年6月1日から平成13年7月1日までの期間、平成14年2月1日から同年3月1日までの期間及び同年5月1日から同年6月1日までの期間については、請求者から提出された当該期間に係る給与明細書により、請求者が当該期間において、A社からオンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える給与の支給を受け、オンライン記録で確認できる標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を超える同保険料が控除されていたことがうかがえる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬

月額のうちいずれか低い方の額を標準報酬月額として認定することとなる。

したがって、前述の給与明細書により確認できる給与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、平成12年6月及び同年7月を38万円、平成12年8月から平成13年2月を41万円、平成13年3月を47万円、平成13年4月を32万円、平成13年5月を36万円、平成13年6月及び平成14年2月を38万円、平成14年5月を36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成12年6月1日から平成13年7月1日までの期間、平成14年2月1日から同年3月1日までの期間及び同年5月1日から同年6月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び同変更届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間のうち、平成12年4月20日から同年6月1日までの期間、平成13年7月1日から平成14年2月1日までの期間、平成14年3月1日から同年5月1日までの期間及び平成14年6月1日から平成19年4月1日までの期間については、B市の請求者に係る平成13年度から20年度までの市県民税所得課税証明書によると、年毎の社会保険料控除額はオンライン記録で確認できる標準報酬月額等から算出できる社会保険料控除額を上回っていることが確認できる上、そのうち一部の期間（平成17年8月1日から平成19年4月1日までの期間）については、C銀行D営業所が提出した請求者に係る通常貯金預払状況調書により、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える振込額が確認できる。

しかしながら、A社は、当時の資料は残っていないと回答している上、請求者も給与明細書等を所持していないことから、当該期間における標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の平成12年4月20日から同年6月1日までの期間、平成13年7月1日から平成14年2月1日までの期間、同年3月1日から同年5月1日及び同年6月1日から平成19年4月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500280号  
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1500114号

## 第1 結論

請求者のA社における平成17年7月15日の標準賞与額を15万9,000円、同年12月9日の標準賞与額を16万3,000円、平成18年7月14日の標準賞与額を19万6,000円に訂正することが必要である。

訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月15日、同年12月9日及び平成18年7月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年7月  
② 平成17年12月  
③ 平成18年7月

A社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が確認できない。請求期間の標準賞与額を認め、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間については、請求期間当時、A社における経理責任者であった元専務は、同社の賞与支給月は7月及び12月の年2回であった旨回答しているところ、B銀行C支店が提出した請求者に係る「お取引明細」によると、平成17年7月15日、同年12月9日及び平成18年7月14日に同社から賞与の振込みが確認できる。

また、A社において、請求者と同種の業務に従事していた同僚等が提出した給与支給明細書(平成17年1回目賞与、同年2回目賞与、平成18年1回目賞与)の写しによると、事業主によりそれぞれの賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる上、前述の元専務は請求者の請求期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除したと回答している。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の「お取引明細」及び同僚等が提出した給与支給明細書により推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、請求期間①(平成17年7月15日)については15万9,000円、請求期間②(平成17年12月9日)については16万3,000円、請求期間③(平

成 18 年 7 月 14 日) については 19 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 17 年 7 月 15 日、同年 12 月 9 日及び平成 18 年 7 月 14 日に支給した賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と陳述しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500235 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500058 号

## 第 1 結論

昭和 40 年 3 月 26 日から昭和 54 年 7 月 10 日までの請求期間及び平成 15 年 3 月 10 日から平成 25 年 3 月 15 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 26 日から昭和 54 年 7 月 10 日まで  
② 平成 15 年 3 月 10 日から平成 25 年 3 月 15 日まで

私は、請求期間①及び②に係る国民年金保険料を自分で納付した記憶があるが、国の記録では未納になっている。また、平成 17 年 7 月頃には、金融会社から融資を受け、A 市役所で国民年金保険料として 28 万 7,000 円をまとめて納付した記憶もあるので、調査の上、請求期間について、国民年金の保険料納付済期間に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間①については、当該期間のうち、昭和 40 年 3 月 26 日から昭和 44 年 \* 月 \* 日までには請求者が 20 歳に到達する前の期間であり、制度上、国民年金に加入することができない期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号の払出日は、昭和 61 年 11 月 25 日であることが確認でき、当該払出時点において、請求期間①は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、請求者は、請求期間①において、A 市以外に住所を変更した記憶があるが、当該期間に係る国民年金保険料については、A 市のみで納付し、A 市以外では納付した記憶は無い旨陳述しているところ、国民年金保険料の納付については、制度上、住所を定めた市区町村が収納する取扱いとされており、請求者に係る戸籍の附票により、当該期間において、複数回にわたって A 市以外の市区町村に住所が定められていたことが確認できる。

請求期間②については、請求者は、平成 17 年に A 市役所税務課で国民年金保険料として 28 万 7,000 円をまとめて納付したと主張しているが、同市の回答によると、平成 17 年 8 月に国民健康保険税等の地方税額として 29 万 1,700 円が納付されたことが確認できる上、平成 14 年 4 月以降の国民年金保険料については、制度上、市区町村で国民年金保険料の収納業務は行われていない。

また、請求期間②のうち、請求者が 60 歳に到達した以降の期間である平成 21 年 \* 月 \* 日から平成 25 年 3 月 15 日までの期間については、国民年金の任意加入対象期間であるところ、請求者は国民年金の任意加入に係る手続を行ったことを記憶していない上、日本年金機構は、当該期間に受け付けた国民年金に係る任意加入申出書において、請求者の氏名は確認できない旨回答している。

さらに、請求期間①及び②は、それぞれ 10 年以上と長期間であり、行政機関がこれだけの長期間にわたる事務処理を続けて誤るとは考え難い上、A 市において、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

加えて、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500304号  
厚生局事案番号 : 九州(国)第1500059号

## 第1 結論

昭和45年10月から昭和49年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年10月から昭和49年3月まで

請求期間について、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、国の記録では当該期間が国民年金の保険料納付済期間とされていないため、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間については、請求者に係るA県B市の国民年金被保険者名簿により、請求者は、昭和49年4月17日に任意加入被保険者として初めて国民年金の被保険者となっていることが確認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿により、請求者の国民年金手帳記号番号は同日付で払い出されていることが確認できることから、請求者はこの時点で国民年金の被保険者資格を取得したものと確認できる。

また、国民年金の任意加入被保険者は制度上、遡って国民年金の被保険者資格を取得できないことから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、それ以前に請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料について保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。